

和歌山大学成績評価実施規程

制 定 昭和29年 2月 1日

全部改正 平成27年12月16日

法人和歌山大学規程第1708号

最終改正 令和 5年 3月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）第33条第2項及び第71条に基づき、学生の授業科目単位修得判定のための成績評価の実施について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第2条 成績評価は、クォーター科目にあつては所定授業時間終了後の時間、学期又は通年の科目にあつては所定授業時間終了後の補講日に行う（以下「単位認定試験」という。）。

2 疾病その他やむを得ない事情により単位認定試験を受験することができなかった者に対して追試験を行うことがある。

3 第1項の規定にかかわらず、授業等における評価又はレポート等の提出物をもって単位認定試験に代えることがある。

4 第2項の追試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

(単位認定試験の実施)

第3条 成績評価の方法、単位認定試験の実施時期、成績評価の基準については、シラバスに明記する。ただし、実施上やむを得ない理由で単位認定試験の実施時期を変更する場合は、授業担当教員が14日前までに授業科目毎に周知する。

(受験者の心得)

第4条 受験者の試験場への入室は、試験開始後20分までとし、以後の入室は認めない。

2 受験者は、受験に際し学生証を机の上に提示するものとする。

3 試験開始後20分までの間は、受験者の試験場からの退室は認めない。

4 前各項に定めるもののほか、受験者は、受験に際し、試験監督者の指示に従わなければならない。

(不正行為)

第5条 不正行為があつた場合は、当該授業科目の成績を無効とするとともに、不正行為を行ったクォーター・学期の履修科目の成績評価を無効とする。不正行為の対象となる行為、無効とする授業科目の範囲等については別に定める。

(懲戒又は教育的指導)

第6条 不正行為をした者は学則及び和歌山大学学生懲戒規程の定めるところにより懲戒又は教育的指導を行う。

附 則

この規程は、平成27年12月16日から施行する。

附 則（令和元年9月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2181号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2610号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。